

徳島県告示第二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年一月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者	名 称	所 在 地	指定居宅サービス事業を行う事業所	種 類	サービスの	廃止の届出	廃 止
社会福祉法人健祥会	徳島市国府町東高輪字天満 三五六番地一	吉野川リハビリセン ター	吉野川市川島町川島一〇六 番地二	通所リハビリ テーション	令和三年十月 六日	令和三年十一 月三十日	